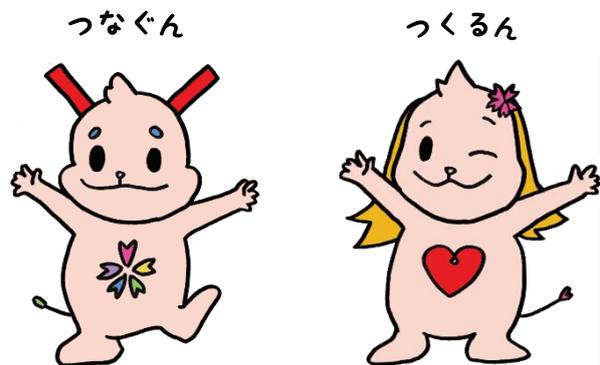


地域福祉会長 福祉推進員 ハンドブック



社協の役割、「つなぐ・つくる」を伝える、
オリジナルキャラクター誕生！

若い世代から高齢者までが親しみやすく、社協の役割をわかりやすく伝えるため、オリジナルキャラクターが誕生しました。デザインは、全国的にも大活躍中の涌谷高等学校美術部に協力いただきました。

社会福祉法人涌谷町社会福祉協議会

目 次

地域福社会長・福祉推進員になられたみなさまへ	1
1 社会福祉協議会とは	2
2 地域福祉とは	2
(1)地域福社会長とは	2
(2)福祉推進員とは	2
3 どうすれば地域福祉活動を始められる？	3
(1)はじめにすること	3
(2)見守り活動をしよう	4
(3)集いの場を開催しよう	6
(4)地域の声をつなげよう	8
4 保険への加入について	10
5 助成金の活用について	10
6 引き継ぎなどについて	—

地域福社会長・福祉推進員になられたみなさまへ

これまで涌谷町社会福祉協議会(以下、「社協」という。)では、住民主体の地域福祉活動の充実を図るため、地域住民の行動計画である第3次涌谷町地域福祉活動計画に基づき、地域の生活課題を解決する体制や環境づくり、地域福祉活動を地域福社会長・福祉推進員のみなさまのご理解とご協力により進めてきました。

ここ数年は新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、各地域福祉会では感染対策を講じながら、つながり、支え合うための活動に取り組んでいただきました。徐々にではありますが、行動制限などが緩和されることになり、今後はこれまでの日常生活の回復を図っていく段階とされています。一部、マスクの着用、手指衛生、換気などが必要な場合もあるかと思いますが、無理のない範囲で、できることから少しずつ活動を進めていただければ幸いです。

本ハンドブックは、地域福社会長・福祉推進員になられたみなさまが、地域で活動を行っていく上での一助となるよう手引きとしてまとめたものです。地域福祉の推進に向けて、社協として支援して参りますので、これからの活動にお役立ていただければと思います。

「地域福祉活動」とは、誰もが安心して暮らすことができる地域をつくるために、地域住民や社協、行政などが互いに協力し合い、地域の福祉課題を解決していく活動を言います。

今後に向けて必要なことを、できることから考えていきましょう。

1 社会福祉協議会とは

社会福祉協議会(通称:社協)は住民のみなさんを会員とし社会福祉のために活動する社会福祉法人格をもった民間の福祉団体です。

その活動は、豊かな地域社会づくりをめざし、住民主体を活動の基盤とした地域福祉活動、ボランティア活動の推進、福祉の啓発活動などです。

社協は地域のみなさんを始め、関係機関・団体と一緒に考え、協力し合って地域福祉活動をすすめています。

また、涌谷町社協は介護保険や障害者総合支援法の事業者としてデイサービスや特別養護老人ホームなどの介護サービス事業の経営を行っています。



2 地域福祉会とは

地域福祉会は、社協の円滑な運営を図るため、地域福祉活動を推進することを目的に各行政区に設置しています。地域福祉会長と福祉推進員で構成し、その任期はそれぞれ2年です。地域福祉会長と福祉推進員の役割は以下のとおりです。

(1) 地域福祉会長とは

地域福祉会長は、会員の中から社会福祉活動に関心と熱意を有する方を行政区ごとに社協会長が委嘱します。

地域福祉会長は、各行政区において、福祉推進員のリーダーとして地域福祉活動をすすめます。

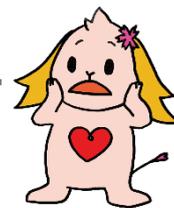
(2) 福祉推進員とは

地域福祉会長と同様に社協会長の委嘱を受け、社協が実施する地域福祉事業への協力を通じて、それぞれの地域(行政区)における福祉活動の担い手となります。その業務は以下のとおりとなります。

- ①社協の連絡事項などを地域住民に伝え、広げていただくこと。
- ②地域内の関係者と協力し、常に実情を把握し、課題解決のための福祉活動の推進に努めること。
- ③社協の行う社会福祉事業に協力し、地域住民の福祉を高める運動に努め、主体的に地域福祉活動を行うこと。
- ④社協の会費集金への協力に関すること。

福祉推進員の人数は概ね20世帯に1人の割合を推奨していますが、行政区によって異なります。町内全域では266名(約23世帯に1名)、1行政区あたり約6.8名の福祉推進員のみなさんにご活躍をいただいています。(令和5年4月1日現在)

3 どうすれば地域福祉活動を始められる？



委嘱されてすぐに「地域福祉活動の推進を目指そう」「お茶っこ飲み会(サロン活動)を企画して助成金申請してください」と言われても、「何をすれば良いかわからない」と悩むことが多いかと思います。

ここでは、そのような悩みが早い段階で解消されるよう、4項目に分けてご紹介します。

本ハンドブック内では地域福祉活動として、「見守り活動(訪問活動, ながら見守りなど)」や「集いの場(お茶っこ飲み会, 運動ひろば, 世代間交流など)」を中心に記載していますが、ちょっとした生活のお手伝い(ゴミ出し, 雪かきなど)や地区オリジナルの活動など地域課題を解決していく全ての活動が「地域福祉活動」です。

(1) はじめにすること

「これまで行ってきた活動の目的はなにか?」「課題を解決する良い方法はないか?」など、みなさんで知恵を出し合い、納得して進めるため、話し合いの場を大切にしていきましょう。

①前任の方へ相談

これまで地域福祉活動を進めてきた前任の方へ、「お住まいの地域にはどのような人がいるか」「どのように関わっていきことが大切か」「どのような活動をしてきたか」を相談してみてください。

②社協へ相談

社協では、職員を派遣し地域福祉会長・福祉推進員の役割を伝えたり、ボランティアの調整、レクリエーショングッズの貸し出しなどを行っています。活動を行う際のチラシ作りのお手伝いも行っていますので、地域活動を楽しく行うためにも上手く社協を活用してください。

③地域福祉会での話し合い

要支援者(気になる方など)の生活状況、活動を行う上での不安などについてよく話し合い、`今できること、`必要なこと、から考えていきましょう。地域福祉会が不安を抱えたままの活動では負担感が増し、継続することが難しくなる可能性があります。無理のない範囲から始め、振り返りをしながら進めていくことが大切です。

④地域の関係者との検討

活動実施にあたって、地域の関係者の中には様々な意見があると考えます。自治会長や行政区長、民生委員児童委員、健康推進員などと情報共有し、活動への理解を得ましょう。

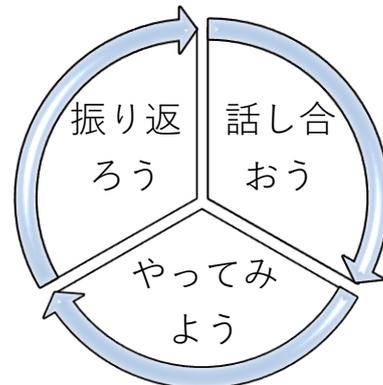
(2) 見守り活動をしよう

地域住民による見守り活動は「お互い様」の気持ちで行う地域のつながり合い活動です。

隣近所で気にかけて合うことは、日々の生活に不安を抱えた人にとって、ここにも構わない、気にかけてくれる人がいる、という「安心」をもたらします。

その活動を地域福祉だけでなく、民生委員児童委員や自治会などと協力しながら行うことが、いつでも誰かに声をかけられる地域づくりに繋がります。

ここでは、見守り活動を「話し合おう」「やってみよう」「振り返ろう」の3ステップに分けてご紹介します。



話し合おう

見守りの協力者と対象者について、地域にあった見守りを話し合おう

見守りは「一人で活動をしなない」ということが大切になります。見守りの対象者となる人は「気にかかる人」や「日々の生活に不安を抱えている人」ですが、それは時として、「高齢者」に限ってのものとなりがちです。例えば、ひとり暮らし高齢者であっても元気に暮らされている方もおり、そういった方には逆に見守り活動を行ってもらう側に参加してもらおうと良いのではないのでしょうか。地域福祉だけでなく、民生委員児童委員や行政区長、健康推進員を始め、自治会などと一緒に見守りの対象者や方法から考えることが大切です。

参考 おらほの支えあいマップ[®]わくや、更新作業

行政区ごとに、普段の見守りが必要な方や災害時に支援が必要な方などを事前に名簿化、マップ化しており、7月～8月ごろに地域の関係者(自治会長、行政区長、民生委員児童委員、地域福祉会長、自主防災組織代表など)の協力でマップの更新作業を行っています。ぜひマップを活用しながら、ご近所の日常的なコミュニケーションを大切にしましょう。



やってみよう

何気ない日常の関わりと簡単な記録をしてみよう。

住民が主体的に行う活動は日々の生活のなかで、いつもと違う(昼間なのにカーテンが閉まったまま、ポストに新聞が溜まっているなど)、何かおかしいと感じる人がいたら、民生委員児童委員や行政区長に相談するなど、地域での気づきを大切にしながら緩やかに行う見守りです。

活動を行うときは、地域福社会長や福祉推進員は簡単に記録をつけるようにしましょう。地区によっては見守り対象者ごとに担当を決めて「1行記録(『〇〇さんに集会所前であった。元気でした。』といった簡単な記録)」を行っているところもあります。

参考 あんしん連絡カードの作成・配付

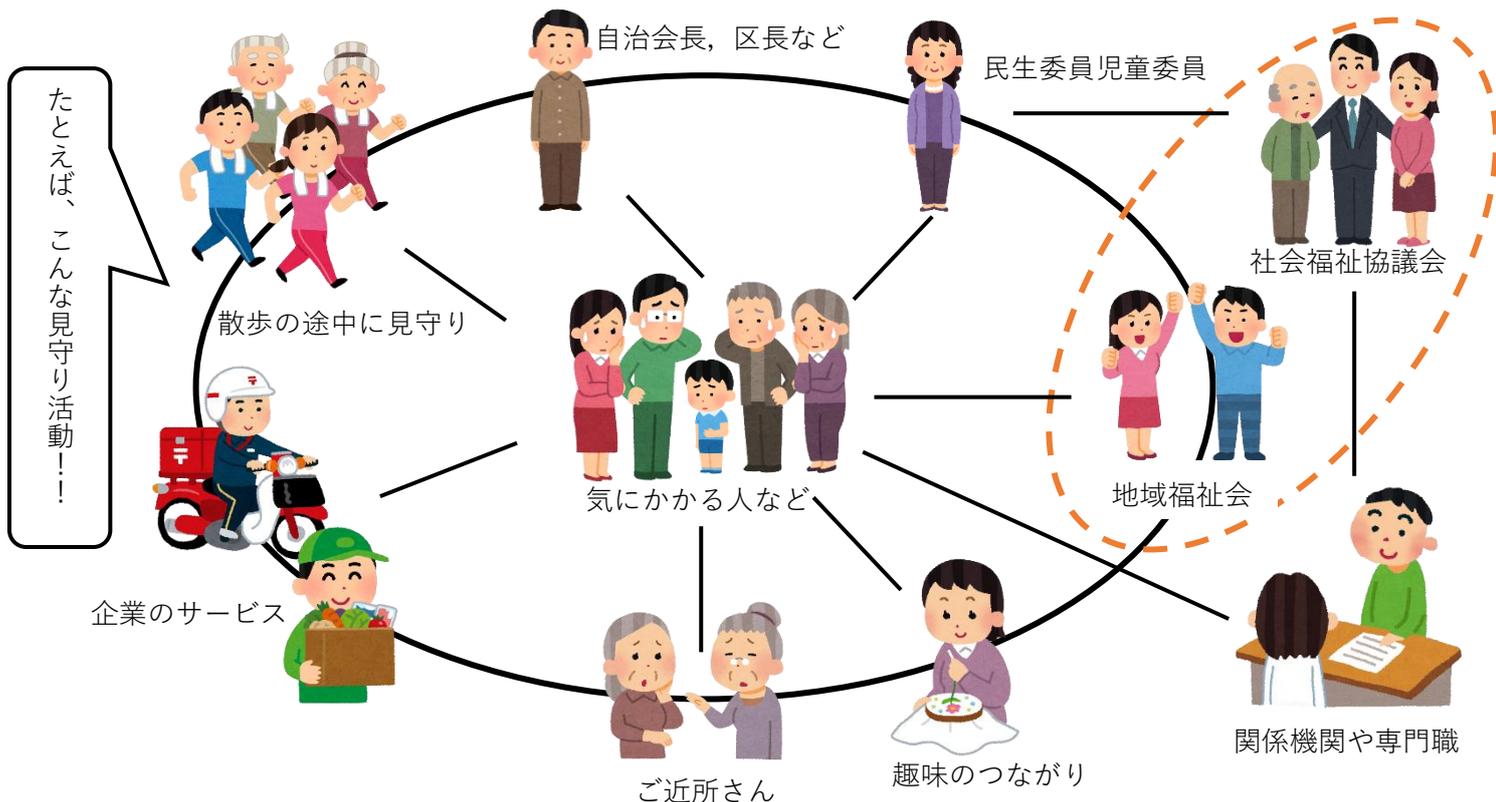
緊急時(入院など)に備えて、見守りの対象者などに配付し、事前に緊急連絡先(家族など)を記入してもらい、自宅内の見つけやすいところに掲示します。地域の関係者と共有しながら、日々の見守り活動に活かしましょう。

振り返ろう

社協職員(生活支援コーディネーターなど)も巻き込んで振り返ろう。

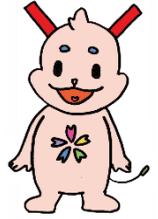
実際に活動を続けていくと、必ず多くの気づきに直面します。それは、直ぐに解決に繋がるものと、自治会や専門職と情報を共有しながら、個人の課題を地域の課題と捉えて、取り組みを工夫し関わりを継続しなければならないものに分かれます。ポイントは決して一人で悩まないことです。悩みや課題を個人で抱え込むことは継続した地域の支えあいにはなりません。

もう一度、「話し合おう」に立ち返り、社協職員(生活支援コーディネーターなど)を巻き込みながら見守り会議を行って情報を共有しましょう。



(3) 集いの場を開催しよう

地域住民が集いの場で交わることによって、つながりや助け合いが生まれます。また、集いの場づくりを考える過程で、地域の中にある様々な生活課題に向き合う機会にもなります。ここでは、「ひと」「もの」「おかね」「情報」という4項目に分けてご紹介します。



ひと

地域に暮らす人、全員が集いの場の対象者です。
多くの人を巻き込んで活動しましょう。

集いの場の参加者は(一人暮らしや日中一人になる)高齢者とは限りません。地域には子どもから高齢者、障害のある方、心に不安のある方など様々な状況にある方が暮らしています。「地域に暮らす全ての方がいつでも気軽に集まれる場」が理想の集いの場です。しかしながら、どうしても参加者を絞らなければならない場合は、地域の中で話し合う機会を設けて、みなさんで参加対象者を決めていくことが大切です。

また、集いの場を作るときは地域福祉会だけで全てを決めるのではなく、自治会を始め、行政区長や民生委員児童委員、健康推進員など地域の多くの方に計画や準備から協力をいただくことで、多くの方に「自分たちの地域の活動」と理解していただけるようになり、継続しやすい活動となります。

もの

地域の集会所や公共施設を活用しましょう。

歩いて行けるところにある、費用もほとんどかからないなどの理由から、多くの行政区で集会所やコミュニティセンターなどが集いの場に活用されていますが、中には集会所が無い場合も、上手く活動できない地区や複数の集会所があるために会場を都度変えている地区などもあります。全国的には、空き家や空き店舗などを活用している例もありますが、町内では寺社を拠点に活動している地区や公共施設(ゆうらいふ、公民館など)を活用している例もあります。

おかね

自立した運営のために参加費を検討しましょう。

運営していくために補助金・助成金を活用していくことも大切ですが、参加者同士で自立して運営していくという気持ちも大切です。運営する側だけでなく、参加者とも話し合いながら、みなさんで参加費や年会費などを考えていくことで、自分達の居場所だという意識をもつことにも繋がります。

「参加費を取ったら誰もこない」「お昼を出さないと集まりが悪いけど、食事を出すとお金が足りない」などという声を活動されている方から耳にする機会もあります。町内においても、参加費を100～500円程度いただいて継続した運営を行っている地区や運営の負担を減らすために食事を提供しない午後から開催している地区もありますので、自分たちに合った形をみなさんで考えることが大切です。

情報

チラシやポスター、回覧板で多くの方に活動を理解してもらいましょう。

社協では、地域活動を楽しく続けていただくため、活動を多くの方に知っていただくためにも、チラシやポスターを作成するお手伝い(印刷など)をしています。地域の中でどうすれば多くの方に来てもらえるか、本当に来てもらいたい方(福祉対象者)にどうすれば来てもらえるかを考えることも大切です。

また、チラシなどを戸別に配付するのではなく、向こう三軒両隣のコミュニケーションを良くするためにも回覧板での周知を行っている地区もあります。

日常生活の回復に向けて

地域内では、無理のない範囲で、工夫した活動が行われています

【吉住区／お花見会】



例)

☆手作りの弁当を、持ち帰れるように準備。

☆アルコール消毒を設置。

☆その場で飲食。食べ終わったらマスク着用。

※行動制限などの緩和に伴い、一律での感染対策は求められなくなりました。今後は、通常の風邪やインフルエンザなどの対策(マスクの着用、手指衛生、換気など)を行いながら、無理のない範囲で、集いの場を実施(検討)しましょう。

【10区／お花見会】



例)

☆調理はせず、持ち帰れるよう弁当を準備。

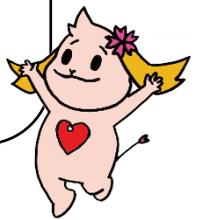
☆飲み物は、ペットボトルを準備。

☆会場入り口で、マスク未着用の方へ配付。

☆地域の活動を、町内全域へ紹介しています☆

社協の生活支援コーディネーターが各地区での活動に足を運び、「社協だより」や「わくやのお宝再発見！おらほの支えあい活動実践集」で地域で頑張るみなさんの活動を町内全域に紹介しています。併せて、「社協活用サポートガイド」などをご覧いただき、いつでも社協までお声がけください。

また、ホームページフェイスブック、インスタグラムなどでも様々な情報を発信しています。



(4) 地域の声をつなげよう

見守り活動や集いの場の運営を行う中で、地域(特に要支援者)との関わりは増え、信頼関係が築かれていくなか、様々な地域の実情やそれぞれの生活課題(ゴミ捨てができない、買い物に行けない、生活費が足りないなど)を見聞きすることがあります。それらは意識しないでいると「日常会話」ですが、実際は地域の中に潜在化している「相談(地域の声)」です。

地域福社会長・福祉推進員のみなさんが、「相談」や「気づき」を抱え込んで一人で悩むのではなく、下の例を参考に地域内の関係者(行政区長、民生委員児童委員など)、関係機関(社協など)につないでいただき、一緒に考える機会をつくっていきましょう。

【例えば…①】



福祉推進員

Aさん、近頃見かけないので、家に行ってみたらポストに郵便物がたまっています…。

わかりました。民生委員と一緒に見に行ってみます。



地域福社会長

○福祉推進員が見守り活動を行う中で、Aさんという男性の方を気にかけて訪問したところ、自宅のポストに郵便物がたまっていた。違和感を覚えたため、地域福社会長に相談したという事例です。

その後、地域福社会長は民生委員児童委員と共にAさん宅へ訪問し、状況によっては町福祉課や社協、関係者と連携しながら、Aさんへの支援を行っていくことになります。

ここがポイント！

町福祉課や社協などに相談し、専門職による支援が行われていく場合にも、地域での見守り活動を続けていくことが重要です。

福祉推進員から相談を受けた地域福社会長は、その後の経過を福祉推進員と共有していく必要があります。また、状況によっては他の福祉推進員と共有することや、行政区長や近隣住民に見守りの協力を求めていくことも考えていかなければなりません。

そのような場合には、社協の職員までご相談いただければ具体的な見守りの方法などをご紹介します。

【例えば…②】



地域住民

生活が苦しいが、誰にも相談できなくて悩んでいる。困りごとが多すぎて誰に話していいのか…。

そうなのですか。大変ですね。一緒に民生委員や社会福祉協議会に相談してみませんか。



地域福祉会長

○地域福祉会長が活動をする中で、地域住民から生活に関する相談を受けた事例です。

その後、地域住民の方は、紹介された民生委員児童委員(地域の身近な相談役)と社協、自立相談支援センターの支援を受けることになります。

ここがポイント！

最も大切なことは、地域住民の方の相談・思いに寄り添うことです。相談をしてくれた方は恐らく不安な中で話をしてくれています。まずはゆっくりと話を聞いていただきますようお願いいたします。

【例えば…③】



地域住民

近所のBさん、ゴミ捨てができなくて庭先に袋が溜まってきていて…。

教えていただきありがとうございます。今度、地域福祉会で集まりがあるので、地域福祉会長に相談してみます。



福祉推進員

○地域住民の方から福祉推進員がご近所さんの困りごとについて相談を受けた事例です。

その後、福祉推進員は地域福祉会長などと相談し、社協の職員と打ち合わせをしながら、地域としてゴミ捨ての問題について考えていくことになります。

ここがポイント！

Bさんの困りごとを、Bさんだけの問題として考えるのではなく、地域の課題として考えていくことが大切です。社協の職員を上手く活用しながら地域づくりに取り組むことが大切です。

生活や福祉の悩み、ただただ不安なこと、社協にご相談ください。

社協では、訪問や電話などで生活上の悩みをじっくり伺い、一緒に困りごとを整理し、解決方法を考えるお手伝いをします。また、相談内容に応じて、関係機関へつないだり、地域の関係者の協力をいただきながら、支援を行っています。

地域福祉会長・福祉推進員のみなさんが相談を受けた場合は、抱え込まず、社協へご相談ください。秘密や個人情報は必ず守ります(守秘義務)。

4 保険への加入について

地域福社会長・福祉推進員になられたみなさんは自動的に「ボランティア活動保険」に加入していただいています。活動をしているときに万一怪我などをされた場合は、社協まで必ずご連絡をいただきますようお願いいたします。(条件により補償の対象にならない場合もあります。)

その他、ボランティア保険には、集いの場(お茶っこ飲み会など)に参加された方が怪我をされた場合などに備えて加入することのできる「ボランティア・福祉活動行事保険」があります。詳しくは、社協にパンフレットを準備しておりますので、お気軽にご相談ください。

5 助成金の活用について

地域福祉活動を推進するためには、様々な工夫を凝らしても経費が掛かります。時にはそれが活動の障壁になることもあります。参加者からも費用の負担をいただくということも必要であり、社協や赤い羽根共同募金(社協が事務局をしています)などの助成金を活用していくことも大切です。ここでは社協で助成している「地域福祉活動費及び介護予防活動支援助成」について紹介します。

地域福祉活動費及び介護予防活動支援助成(概要) ※令和5年度時点

【目的】各行政区へ助成を行うことにより、活発な地域福祉活動が展開できるよう支援し、もって地域福祉の推進を図る。

【対象事業】

- ①各行政区の地域福社会が主催及び自治会、健康推進員などの他団体と共催する事業
- ②各行政区の自治会、健康推進員などが主催及び地域福社会などの他団体と共催する事業

【助成額】下表の合計とし予算の範囲内とする。合計額で1,000円未満の端数は切り捨て。

項目	金額	備考
町財源の助成金	24,000円	(介護予防活動支援助成)
社協財源の助成金	17,000円	(地域福祉活動費助成)
世帯数加算(一般・賛助)	50円	会員数×50円
事業加算	1,500円	8回を上限
打ち合わせ加算	500円	6回を上限
見守り活動加算	3,000円	月1回以上組織的に行われている見守り活動 他

【申請】助成金の申請者は、「地域福祉活動費助成申請書」に必要事項を記載し、所定の期日までに社協会長に申請する。

【審査及び決定】社協会長は申請があった場合は速やかに審査し、事業が適当と認めた場合は地域福祉活動費を交付する。

【実施報告】事業が終了する毎に終了日から2週間以内に「地域福祉活動実施報告書」に写真などを添付し社協会長に報告。また、年度内に実施したすべての事業について「地域福祉活動実績報告書」により社協会長に報告。

※詳細は要項などを参照してください。

6 引き継ぎなどについて

地域福社会長・福祉推進員を交代される際の活動の引き継ぎについては、「改選時の確認事項」(別資料)でこれまでの活動を振り返りながら、ぜひとも次になる方と直接会っていただき、引き継ぎを行っていただければと思います。社協へお声がけいただければ、一緒に引き継ぎのお手伝いをさせていただきます。

また、地域福社会長・福祉推進員の役割について学ぶ・再確認する機会を作っている行政区もあります。ぜひ、ご検討・ご相談ください。

<p>引き継ぐものの確認</p> 	<p>①おらほの支えあいマップ `わくや、 <u>※地域福社会長のみ。必ず引き継いでください。</u> ②わくやのお宝再発見！おらほの支えあい活動実践集 ③これまで実施した見守りやサロンに関する資料 など</p>
<p>引き継ぎ会や 勉強会の実施</p>	<p>①後任の方々に、これまでの活動やノウハウ、思いなどを伝える機会として、引き継ぎ会を実施。</p> <p>【岸ヶ森区／健康推進員・福祉員役員引き継ぎ会】</p>  <p>②地域福社会長・福祉推進員の役割について学ぶ・再確認する機会として、研修会を実施。</p> <p>【1区／福社会・健康推進員合同役員会】</p> 

地域福社会長・福祉推進員ハンドブック

発行：令和 5年 4月(第3版)

平成31年 4月(初版)

発行元：社会福祉法人涌谷町社会福祉協議会

〒987-0121

宮城県遠田郡涌谷町涌谷字新下町浦 192

TEL：0229-43-6661 FAX：0229-43-6670

Mail：chiiki@wakuya-sfk.net